

容器承認書

原規規発第 2303221 号

令和 5 年 3 月 22 日

MH I 原子力研究開発株式会社

取締役社長 南雲 浩行 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 20 日付け NDC 社発第 23-062 号（令和 5 年 3 月 10 日付け NDC 社発第 23-078 号をもって一部補正。以下「申請書」という。）をもって申請のあった輸送容器については、同法第 59 条第 1 項に規定する技術上の基準のうち容器に関する基準に適合していると認められるので、同法第 59 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
添付の申請書の写しに記載のとおり

承認容器として使用する期間

令和 5 年 3 月 22 日から令和 24 年 4 月 26 日まで

ただし、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）（以下「規則等」という。）の改正により、規則等に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合しなくなった場合は失効する。

承認容器登録番号

承認容器登録番号	製造番号
S 1 B 1 2 4	B - 1 6 1 8

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第22条第2号から第5号まで、第8号及び第9号に掲げる事項

添付の申請書の写しの1. から4. まで及び7. に記載のとおり

容 器 承 認 申 請 書

NDC 社発第 23-062 号

令和 5 年 2 月 20 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村舟石川 6 2 2 番地 1 2
氏 名 MHI 原子力研究開発株式会社
取締役社長 南雲 浩行

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称

MS-1 型

2. 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

外 径：最大 1.1m (緩衝体を含む)

長 さ：最大 3.3m (緩衝体を含む)

(2) 輸送容器の重量

9550Kg 以下

(3) 核燃料輸送物の総重量

9600Kg 以下

(4) 輸送容器の概略を示す図

図 1 のとおり

詳細形状は、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更承認申請書（令和 4 年 9 月 26 日付け NDC 社発第 22-289 号（令和 4 年 12 月 22 日付け NDC 社発第 22-373 号をもって一部補正）に係る別紙 1 の（イ）-第 C. 2 図から（イ）-第 C. 14 図まで及び収納物の形状を別紙 1 の（イ）-第 D. 1 図から（イ）-第 D. 29 図までに示されている。

(5) 輸送容器の主要材料

外筒 : ステンレス鋼

内筒 : ステンレス鋼

蓋 : ステンレス鋼

バスケット : ステンレス鋼

ガンマ線遮蔽体 : 鉛

断熱材 : キャスタブル（酸化アルミニウム）

緩衝体 : バルサ、米杉

3. 核燃料輸送物の種類

(1) 核燃料輸送物の種類 : BM 型輸送物

(2) 輸送制限個数 : 該当しない

(3) 配列方法 : 該当しない

(4) 臨界安全指数 : 該当しない

4. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量
表1のとおり

5. 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号

承認容器登録番号	製造番号
S1B124	B-1618

6. 承認容器として使用することを予定している期間
承認日から令和65年1月10日まで

7. その他特記事項

(1) 核燃料輸送物設計承認番号

J/124/B(M)

(2) 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱に関する事項

本輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いについては、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更承認申請書（令和4年9月26日付NDC社発第22-289号（令和4年12月22日付NDC社発第22-373号をもって一部補正））に係る別紙1のとおり。

(3) 承認容器として使用する期間に関連する情報

容器承認後にはじめて承認された日は昭和57年4月27日である。

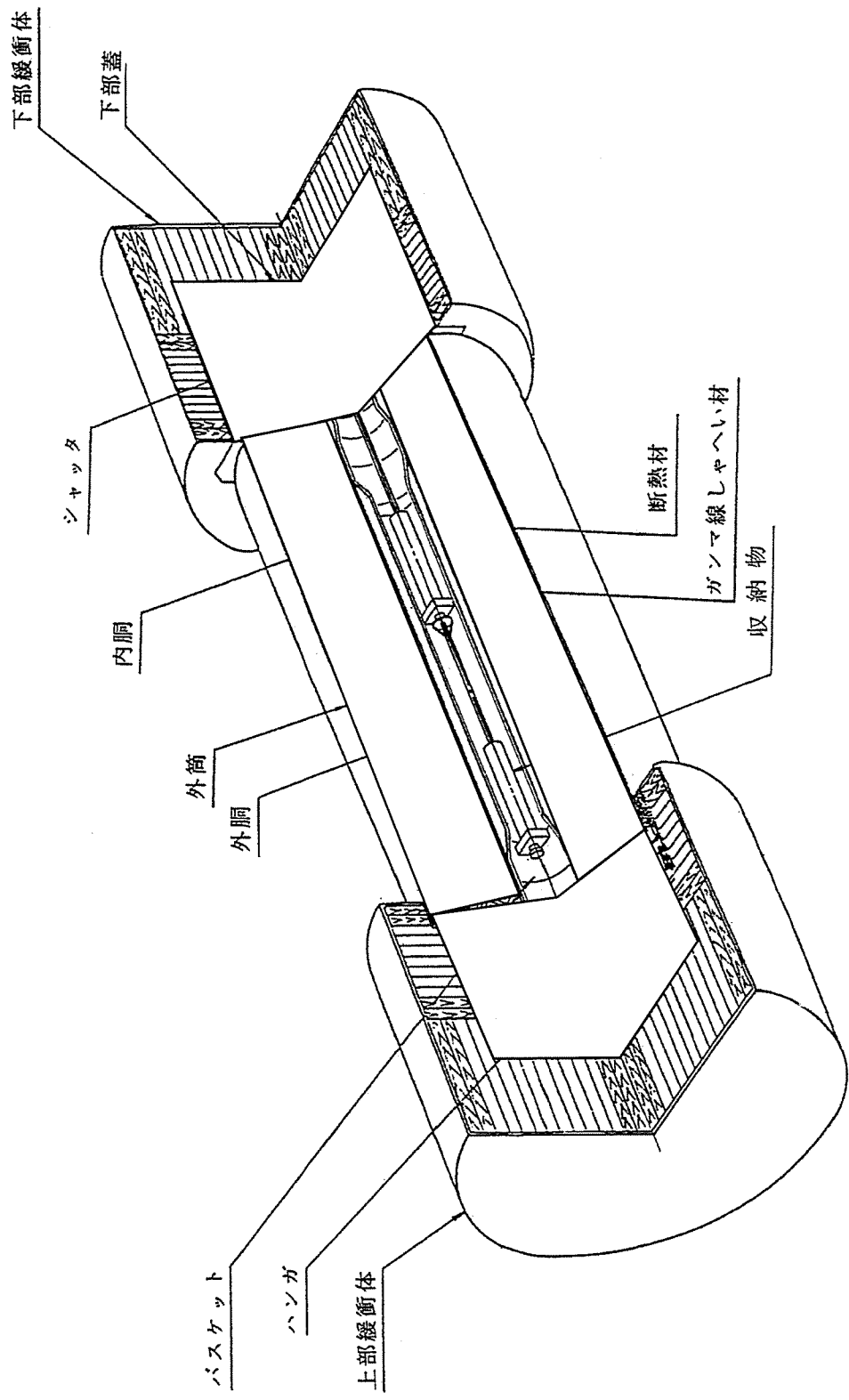


図1 MS-1型輸送容器概略図

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

表 1 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (1/2)

項目	収納物タイプ	タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV
	収納物名称	サーベイランス キャプセル	RCCロッド 及び収納缶	SSロッド 及び収納缶	NFBC被覆管 及び収納缶
種類					
性状					
重量 (kg以下/容器)	総量				
	放射能の量 (Bq以下/容器)	主要な核種			
濃縮度					
燃焼度					
発熱量 (W以下/容器)					
冷却日数 (日以上)					
照射時間 (年以下)					
収納体数 (体以下)					

(注) 異なる収納物タイプの核燃料物質等の混載は行わない。

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

表 1 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (2/2)

項目	収納物タイプ	タイプV	タイプVI	タイプVII	タイプVIII
	収納物名称	バツフルフォーマポルト及び収納缶	照射サンプリング及び照射用ロッド及び収納缶	シンブルチューブ及び収納缶	
種類					
性状					
重量 (kg以下/容器)					
放射能の量 (Bq以下/容器)	総量				
	主要な核種				
濃縮度					
燃焼度					
発熱量 (W以下/容器)					
冷却日数 (日以上)					
照射時間 (年以下)					
収納体数 (体以下)					

(注) 異なる収納物タイプの核燃料物質等の混載は行わない。

※1 : 2サイクル照射

※2 : 6サイクル照射

□で囲った箇所は核セキリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

容器承認申請書の一部補正について

NDC 社発第 23-078 号

令和 5 年 3 月 10 日

原子力規制委員会 殿

住所 茨城県那珂郡東海村舟石川 6 2 2 番地 1 2

氏名 MHI 原子力研究開発株式会社

取締役社長 南雲 浩行

令和 5 年 2 月 20 日付 NDC 社発第 23-062 号をもって申請しました容器承認申請書について、下記の通り一部補正を致します。

記

容器承認申請書を次のとおり変更する。また、本補正に係る添付書類は別紙のとおり変更する。

1. 輸送容器の名称

MS-1 型

2. 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

外 径：最大 1.1m (緩衝体を含む)

長 さ：最大 3.3m (緩衝体を含む)

(2) 輸送容器の重量

9550Kg 以下

(3) 核燃料輸送物の総重量

9600Kg 以下

(4) 輸送容器の概略を示す図

図 1 のとおり

詳細形状は、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更承認申請書（令和 4 年 9 月 26 日付け NDC 社発第 22-289 号（令和 4 年 12 月 22 日付け NDC 社発第 22-373 号をもって一部補正）に係る別紙 1 の（イ）-第 C. 2 図から（イ）-第 C. 14 図まで及び収納物の形状を別紙 1 の（イ）-第 D. 1 図から（イ）-第 D. 29 図までに示されている。

(5) 輸送容器の主要材料

外筒	:	ステンレス鋼
内筒	:	ステンレス鋼
蓋	:	ステンレス鋼
バスケット	:	ステンレス鋼
ガンマ線遮蔽体	:	鉛
断熱材	:	キャストブル（酸化アルミニウム）
緩衝体	:	バルサ、米杉

3. 核燃料輸送物の種類

- | | | |
|---------------|---|---------|
| (1) 核燃料輸送物の種類 | : | BM 型輸送物 |
| (2) 輸送制限個数 | : | 該当しない |
| (3) 配列方法 | : | 該当しない |
| (4) 臨界安全指数 | : | 該当しない |

4. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量
表1のとおり

5. 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号

承認容器登録番号	製造番号
S1B124	B-1618

6. 承認容器として使用することを予定している期間
承認日から令和24年4月26日まで

7. その他特記事項

(1) 核燃料輸送物設計承認番号

J/124/B(M)

(2) 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱に関する事項

本輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いについては、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更承認申請書（令和4年9月26日付NDC社発第22-289号（令和4年12月22日付NDC社発第22-373号をもって一部補正））に係る別紙1のとおり。

(3) 承認容器として使用する期間に関連する情報

容器製造後にはじめて承認された日は昭和57年4月27日である。

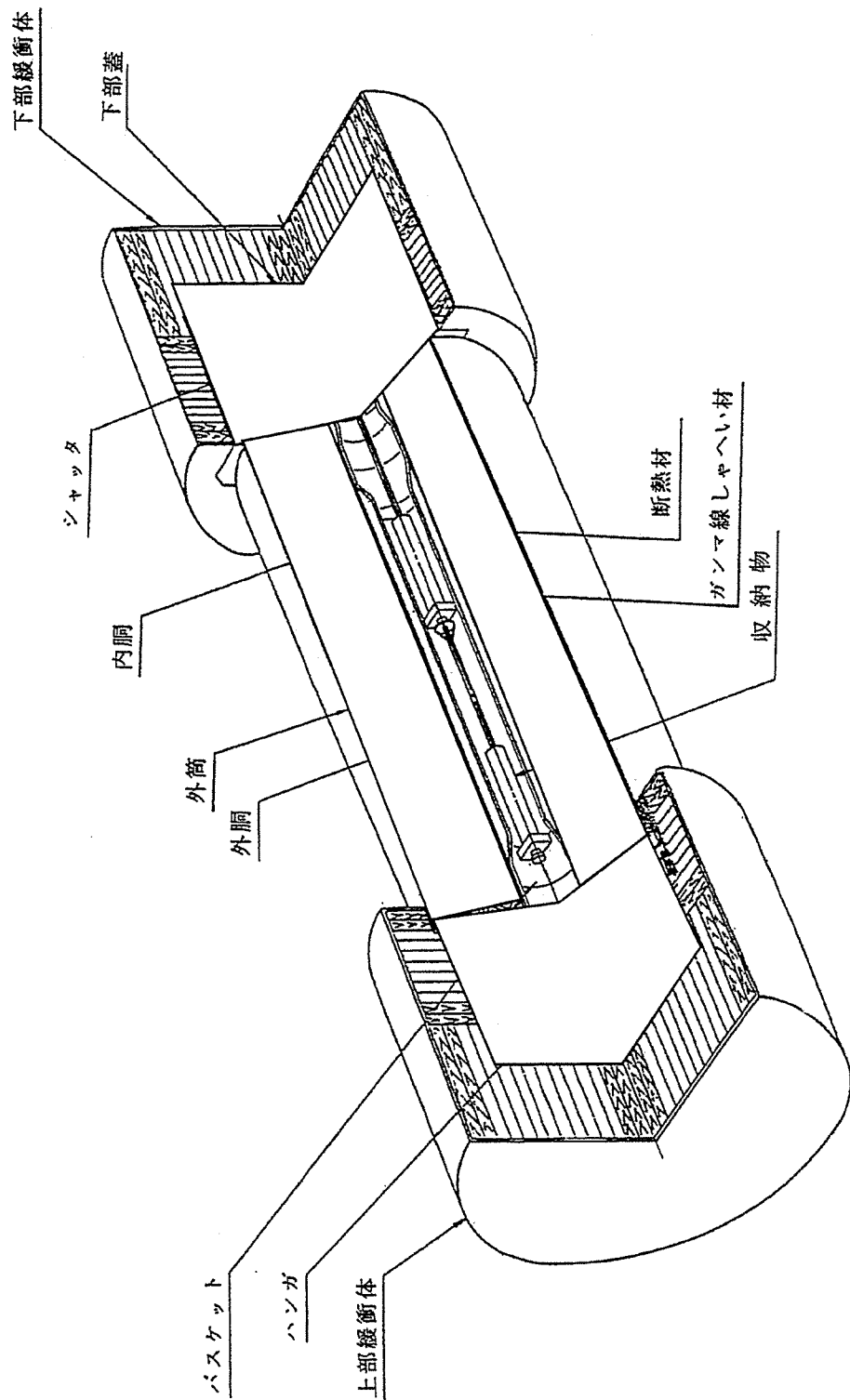


図1 MS-1型輸送容器概略図

口で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

表 1 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (1/2)

収納物タイプ		タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV
収納物名称		サーベイランス キャプセル	RCCロッド 及び収納缶	SSロッド 及び収納缶	NFBC被覆管 及び収納缶
項目	種類				
性状					
重量 (kg 以下/容器)	総量				
	放射能の量 (Bq 以下/容器)	主要な核種			
濃縮度					
燃焼度					
発熱量 (W 以下/容器)					
冷却日数 (日以上)					
照射時間 (年以下)					
収納体数 (体以下)					

(注) 異なる収納物タイプの核燃料物質等の混載は行わない。

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

表 1 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (2/2)

項目	収納物タイプ	タイプV	タイプVI	タイプVII	タイプVIII
	収納物名称	パツフルフォーマボルト 及び収納缶		照射サンプル 及び照射用ロッド	シンブルチューブ 及び収納缶
種類					
性状					
重量 (kg 以下/容器)					
放射能の量 (Bq 以下/容器)	総量				
	主要な核種				
濃縮度					
燃焼度					
発熱量 (W 以下/容器)					
冷却日数 (日以上)					
照射時間 (年以下)					
収納体数 (体以下)					

(注) 異なる収納物タイプの核燃料物質等の混載は行わない。 ※1: 2サイクル照射 ※2: 6サイクル照射

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。